

答 申 第 1 9 号

平成 18 年 10 月 17 日

仙台市長 梅原 克彦 様

仙台市情報公開審査会

会長 佐 藤 宏

仙台市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 8 年 4 月 1 3 日付太建道第 3 2 号で諮問のありました下記の件について，別紙のとおり  
答申いたします。

記

諮問第 3 4 号 「米川堀，中田三丁目 - 先路上の鉄柵設置について『1．平成 1 7 年 6 月  
2 1 日の防護鉄柵設置工事の請負業者に対する支払金額，期日等，  
(株)』」の一部開示決定に対する異議申立て

答 申  
( 諮問第 3 4 号 )

## 1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定については、改めて対象公文書の特定を行い、開示・非開示の判断をすべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）に基づき、「米川堀，中田三丁目 - 先路上の鉄柵設置について『1．平成 17 年 6 月 21 日の防護鉄柵設置工事の請負業者に対する支払金額，期日等，（株）』の開示請求を行なったことに対し、実施機関が平成 18 年 3 月 2 日付で「太白区管内交通安全施設設置工事 1」に係る「支出命令書（平成 17 年 5 月 27 日付）」及び「支出命令書（平成 17 年 12 月 22 日付）」を特定し、一部開示決定を行なったが、請求内容を満足させるものではないとして改めて対象公文書の特定とその開示決定を求めたものである。

## 3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。（別添 1・2 参照）

## 4 実施機関の説明

実施機関が行った一部開示理由についての説明は、おおむね一部開示理由説明書に記載のとおりである。（別添 3 参照）

## 5 審査会の判断

### （1）当該鉄柵設置工事について

当該鉄柵設置工事は「太白区管内交通安全施設設置工事 1」に含まれるものである。

「太白区管内交通安全施設設置工事 1」は、太白区管内のガードレールや視線誘導標などの道路の交通安全施設の補修や修繕工事の類を一括して発注した場合の呼称であって、これらの工事は毎年度、相当の件数が行われている。発注にあたっては、緊急に対応しなければならない場合もあることから、過去の実績から想定した件数や金額を基に半期ごと包括的に発注しておき、個々に完了検査を経た一定期間内の工事について精算払いしているものである。支払いに際しては、設計書に定める単価が経費の積算の基礎となるが、単件の工事においては、材料費など直接工事にかかった経費だけでなく、計算の便宜上、雑工など複数の工事にかかる経費で按分して割り戻す必要のあるもの及び全体の工事に共通してかかっている諸経費（共通仮設費，現場管理費，一般管理費等，消費税）もあるため、単純に単価に数量を掛けても工事単件の経費は厳密な意味では正確に算出することはできないものである。

### （2）実施機関が特定した対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）について

本件対象公文書は、平成 17 年度における、（1）で述べた「太白区管内交通安全施設設置工事 1」に係る「支出命令書（平成 17 年 5 月 27 日付）」及び「支出命令書（平成 17 年 12

月 22 日付)」である。

なお、これらの公文書中、支払うべき請負代金の振込銀行名、支店名及び口座番号を条例第 7 条第 3 号イに該当する情報として実施機関で非開示とした決定については、争いがない。

( 3 ) 本件対象公文書を申立人が請求した文書（以下「本件請求文書」という。）と特定したことの妥当性について

ア 実施機関は、本件対象公文書のみを本件請求文書と特定した理由として、1 つは、請求書の表現からは起案書及び単価表等を含む設計書の開示を求めているものとは読み取れなかったため、文字どおりの内容に沿って、該当すると思われる公文書を本件請求文書と特定したと説明している。

イ もう 1 つの理由としては、当該鉄柵設置工事は ( 1 ) で述べたとおり、包括的に発注される工事のうちの 1 件であり、単件の工事に係る費用は正確に算定し得ないこと、また、設計書から比例按分により個々の工事費を算出したとしても、それはあくまで概算に過ぎず、いわば参考資料としかかなり得ないことから、全体の請負金額の基礎となる単価表等を含む設計書が公文書として存在することは認識しながらも、それを本件請求文書と特定し、開示等の決定をすることで、むしろ請求者の誤解や混乱を招くことを実施機関としては懸念したというものである。

ウ ところで、申立人は、異議申立書及び意見書において、本件異議申立てを行うに至った背景として、次のように述べている。

すなわち、申立人が当該鉄柵設置工事に係る公金の支出が違法・不当だとして仙台市の監査委員に住民監査請求を行うに当たり、事前に監査委員事務局に相談した際に、請求にあたっては支払われた公金の額を示す書類を添付する必要があるとの指導を受けたというものである。

したがって、申立人が本件開示請求及び本件異議申立てを行なった目的は、住民監査請求に必要な証拠資料を入手するためのものであることが理解できる。

エ 当審査会として住民監査請求の要件を改めて確認したところ、仙台市監査事務局のホームページにおいては、確かに、違法または不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要とされる旨記載されていることがわかった。当審査会としては、住民監査請求に際し、請求者が違法又は不当とする行為の事実をどの程度まで証明することが必要かについては、ここで論じるものではないが、同ホームページにおいて、一例として新聞記事等が挙げられていることなどを考慮すると、一般人が通常の実力で入手し得る程度の資料を添付すれば足りるものと考えられる。

オ このような考え方に基けば、申立人が住民監査請求を行うためには、必ずしも当該鉄柵設置工事にかかった費用の正確な額を証明する公文書を入手する必要はなく、当該鉄柵設置工事の施工及び公金支出の事実そのものを示す公文書を入手すれば足りるものと判断される。

カ したがって、実施機関は、申立人の本件開示請求の意図に沿って、改めて設計書や単価表等当該鉄柵設置工事の施工及び公金支出の事実そのものを示す公文書を本件請求文書と特定し、開示・非開示の判断をすべきである。

( 4 ) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第34号)

年 月 日	内 容
平成18.4.14	・ 諮問を受けた
18.4.27	・ 実施機関（太白区建設部道路課）から理由説明書を受理した
18.5.19	・ 異議申立人から意見書を受理した
18.6.30 （平成18年度第2回 情報公開審査会）	・ 実施機関（太白区建設部道路課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
18.7.28 （平成18年度第3回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った
18.8.31 （平成18年度第4回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った